



福島医発第 311 号（地）
平成 28 年 4 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 28 年（2016 年）熊本地震に医療用麻薬の県境移動の取扱いについて

今般、平成 28 年（2016 年）熊本地震への対応につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課より各都道府県衛生主管部(局)及び地方厚生(支)局麻薬取締部（支所）宛に「平成 28 年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて」の事務連絡が発出されるとともに、日本医師会を通じて本会に対し周知依頼がありました。

本事務連絡は、今般の地震による被災各県において、医療用麻薬の需給が逼迫している状況に鑑み、必要な医療用麻薬の供給を早期に確保する観点から、他県からの県境異動の取扱いを定めたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件の取扱いの終了期限については、今後、被災地の状況を把握した上で、別途通知するとされておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

麻薬・向精神薬担当理事 吉武靖博
会長 廣瀬真恵

(地 I 37F)

平成 28 年 4 月 21 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦



平成 28 年 (2016 年) 熊本地震における医療用麻薬の県境移動の取扱い
について

今般、平成 28 年 (2016 年) 熊本地震への対応につきまして、厚生労働省
医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課より各都道府県衛生主管部 (局) 及び地
方厚生 (支) 局麻薬取締部 (支所) 宛に「平成 28 年熊本県熊本地方の地震にお
ける医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて」の事務連絡が発出されるととも
に、本会に対し連絡がありました。

本事務連絡は、今般の地震による被災各県において、医療用麻薬の需給が逼迫
している状況に鑑み、必要な医療用麻薬の供給を早期に確保する観点から、他県
からの県境異動の取扱いを定めたものです。

なお、本件の取扱いの終了期限については、今後、被災地の状況を把握した上
で、別途通知するとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますととも
に、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお
願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 19 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

平成 28 年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて
(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）及び地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）宛てに連絡したので、お知らせします。

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

（公 印 省 略）

平成 28 年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて
（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼）

今般の地震による被災地の医療用麻薬の県境移動の取扱いについては、被災各県において、医療用麻薬の需給が逼迫している状況に鑑み、必要な医療用麻薬の供給を早期に確保する観点から、他県からの県境移動の取扱いにつきましては、下記の手順に従い取り扱うこととしますので、被災地における医療用麻薬を必要とする者への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知してください。

なお、本通知における取扱いの終了期限については、今後、被災地の状況を把握した上で、別途通知します。

記

- （１）麻薬卸売業者、麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者は、保有する麻薬の譲渡を行おうとする場合において、その所在地を管轄する地方厚生局麻薬取締部宛てに譲渡する医療用麻薬の名称、数量及び譲渡先について電話連絡をしてください。
- （２）譲渡後、麻薬卸売業者及び麻薬診療施設の開設者にあつては、麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 10 項、麻薬小売業者にあつては、同法第 24 条第 12 項第 2 号の規定に基づく医療用麻薬の譲渡許可申請書を地方厚生局麻薬取締部に提出してください。

※ なお、麻薬小売業者は麻薬小売業者間譲渡の許可なく麻薬小売業者から麻薬を直接譲り受けることはせず、麻薬卸売業者又は麻薬診療施設の開設者から譲渡を受けてください。

以上